

募集のご案内

令和7年11月

世田谷区営

入居者の募集(あき室)

区営住宅募集戸数：13戸

区営住宅家族向	一般世帯向け	9戸	P2,3
	子育て世帯向け	2戸	
	高齢者世帯・心身障害者世帯向け	2戸	

申込書配布期間	令和7年11月4日(火)～12日(水)
---------	---------------------

申込書受付期間	令和7年11月4日(火)～17日(月)
---------	---------------------

郵送申込	①申込みは郵送で、申込期間は令和7年11月17日(月)当日消印有効です。 ②申請書の2ヶ所に85円切手を貼ってください。(切手の貼られていないもの、不足しているものは審査結果等の通知をしません。) ③定められた封筒に申込用紙を入れ、110円切手を貼り、<u>必ず郵送してください。</u>
オンライン申込	申込書受付期間内に区営住宅オンライン申込ページで申込完了したものを受け付けます。区営住宅入居者募集サイトはこちら→ https://ttzk.graffer.jp/setagayakueijiyutaku/smart-apply/apply-procedure/4368297037919502783 

ご注意

①要件に該当する方は、1世帯につき区営住宅1通お申込み可能です。

ただし、1世帯で同じ制度の住宅を重複申込みをしたとき、また同一人の氏名を2通以上の申請書に記載したとき(同居親族欄に記載されているものを含む)は、全部の申込みを無効とします。

②申込後の同居親族の変更・訂正(出生・死亡の場合を除く)は認められませんので、申請書の記入には十分注意をしてください。婚約者との申込みの場合には、婚約者の氏名等も必ず記入してください。入居時まで同居親族の死亡等により単身となった場合、失格とします。

③所得が一定の基準内でなければ、申込みができません。所得を間違えた申込みは失格とします。

《お問い合わせ先》

(指定管理者) 株東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀2階 電話 03(6805)6523

11月4日(火)～17日(月) 午前8時30分～午後6時(土・日を除く)

(区営住宅等の申請書の受付事務等は、株東急コミュニティー世田谷区営住宅等窓口センターが取り扱います。)



募集する住宅

一般世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

申請区分番号	住 宅 名 所 在 地	部屋 番号	建物構造	建設 年度	間 取 り 専用面積	予 定 使用料 (月額)	エレ ベーター	共益費
①	深沢四丁目アパート 深沢4-17-2	2号棟 303	鉄筋コンクリート造 3階建	平成 9	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 72.4㎡	44,000円 86,300円	無	6,000円
②	北烏山一丁目第二アパート 北烏山1-5-1	1号棟 302	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 60	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 61.5㎡	34,400円 67,600円	無	300円
③	世田谷二丁目アパート 世田谷2-27-16	16号棟 301	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 57	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 59.6㎡	32,800円 64,400円	無	0円
④	弦巻三丁目第二アパート 弦巻3-15-8	8号棟 301	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 58	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 63.2㎡	36,200円 71,100円	無	300円
⑤	大原一丁目アパート 大原1-12-2	306	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 60	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 63.2㎡	36,700円 72,100円	無	300円
⑥	北烏山八丁目アパート 北烏山8-9-2	2号棟 203	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 48	2DK (6畳+4.5畳+DK) 39.0㎡	19,700円 38,700円	無	300円
⑦	八幡山三丁目第二アパート 八幡山3-32-26	105	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 60	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 61.5㎡	34,800円 68,400円	無	0円
⑧	船橋五丁目アパート 船橋5-26-1	1号棟 306	鉄筋コンクリート造 7階建	平成 10	2DK (6畳+6畳+DK) 53.7㎡	32,500円 63,800円	有	500円
⑨	船橋五丁目アパート 船橋5-26-1	1号棟 701	鉄筋コンクリート造 7階建	平成 10	2DK (6畳+6畳+DK) 53.7㎡	32,500円 63,800円	有	500円

○ 詳しい申込み資格は9ページをご覧ください。

子育て世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

申請区分番号	住 宅 名 所 在 地	部屋番号	建物構造	建設年度	間 取 り 専用面積	予 定 使用料 (月額)	エレベーター	共益費
⑩	豪徳寺アパート 豪徳寺1-34-1	1号棟 211	鉄筋コンクリート造 4階建	令和 2	3DK (6畳+6畳+6畳+DK) 63.5㎡	39,600円 77,800円	有	6,000円
⑪	船橋五丁目アパート 船橋5-26-1	1号棟 301	鉄筋コンクリート造 7階建	平成 10	3DK (6畳+6畳+5畳+DK) 63.1㎡	38,200円 75,000円	有	500円

○ 詳しい申込み資格は9ページをご覧ください。

高齢者世帯・心身障害者世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

申請区分番号	住 宅 名 所 在 地	部屋番号	建物構造	建設年度	間 取 り 専用面積	予 定 使用料 (月額)	エレベーター	共益費
⑫	新町一丁目アパート 新町1-6-18	18号棟 102	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 51	2DK (6畳+6畳+DK) 55.9㎡	30,900円 60,600円	無	270円
⑬	桜上水三丁目アパート 桜上水3-10-10	105	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 59	2DK (7畳+6畳+DK) 61.5㎡	34,700円 68,200円	無	0円

○ 詳しい申込み資格は10ページをご覧ください。

■ 申込みにあたって（必ずお読みください）

● 区営住宅とは

住宅に困っている収入の少ない方に対して低額な家賃でお貸しする住宅です。
入居に際して民間賃貸住宅とは異なった制限が設けられていますので、「入居にあたっての了解事項」の内容をご理解いただいたうえ、お申込みください。

● 住宅使用料の決定

使用料は、**世帯の所得**・住宅のある地区の不動産価格・住宅の広さ・建築年数・設備等によって決められます。

● 共益費及び自治会費

住宅により使用料のほかに共益費がかかる団地があります。**自治会がある団地または自治会に加入している団地には各々の取り決めや会費の徴収があり、ご負担いただいております。**

● 保証金

入居手続きのとき、**住宅使用料の2ヶ月分**を保証金として納めていただきます。

● 連帯保証人

入居にあたり資格審査時までに連帯保証人を選任していただきます。**選任できない場合は、世田谷区と協定を結んだ保証会社と契約をすることが必要となります。**

(1) 連帯保証人の資格、必要書類

※資格

- ① 日本国内に住所を有する成年者
- ② 毎月継続した収入があり、年間所得金額1,248,001円（給与所得者の場合は、支払金額が2,044,000円）以上の方

※必要書類

- ① 印鑑登録証明書
- ② 所得を証明する書類

(2) 保証会社による債務保証（機関保証の利用について）

入居者の費用負担で保証会社による債務保証（機関保証）を受けることによって連帯保証人の確保に代えることができます。詳しくは、世田谷区営住宅等窓口センターにお問い合わせください。

● 駐車場の利用

駐車場は団地によって設置しておりますが、全戸数分はありません。利用者をご相談ください。
また、既に入居されている方が契約されていることが多いので、入居後すぐ利用するのは困難な場合があります。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探してください。

● 住宅使用料の支払い

住宅使用料の支払いは、口座振替、または自動払込となります。

● 区営住宅入居後の使用料

区営住宅入居後、**毎年6月に収入を証明する書類等を提出していただきます。**（収入報告に基づき翌年4月からの使用料を決定します。収入超過者あるいは高額所得者と認定された場合は、近隣の民間賃貸住宅の家賃並みに金額が引き上げられることがあります。）

● 使用承継（名義変更）

区営住宅入居後、使用者（名義人）が住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、区営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合に限り、残された同居者に使用承継が許可されます。

なお、使用承継許可の対象は、原則として使用者（名義人）の配偶者（正式同居許可を受けている場合に限る）のみになります。

■入居にあたっての了解事項

1. ペット飼育禁止

犬や猫等の動物は飼育することはできません。

2. 禁止暖房器具

石油ストーブ、ガスストーブは火災予防、結露、酸欠防止のため使用できません。

3. 入居時に用意するもの

エアコンやガスコンロ、照明器具、網戸などは設置されていません。

4. 住戸設備

住戸設備等の修繕は行っておりますが、必要最低限の修繕であることや、築年数が長く設備等が古いため、民間賃貸住宅とは異なり傷や汚れ等が残る場合があります。また、建物の断熱性能は必要最低限の仕様であるため、結露やカビ防止のため、こまめな換気や清掃が必要となります。

5. 自転車及びバイク置き場

自転車置き場は設置されていますが、原則としてバイク置き場はありません。

6. パイプスペース内

消防署の指導により、パイプスペースに物を置くことはできません。

7. 住戸内への立ち入り

消防法等による法定点検、雑排水管洗浄など維持管理上及び緊急時に、住戸内に立ち入る場合があります。

8. 損害保険への加入

住宅にかかる損害保険等は、入居者ご自身で契約していただきます。

9. 入居に際して

共同生活をする上で、他の居住者などに迷惑をかけないよう「住まいのしおり」を熟読し、ルールやマナーをお守りください。

10. 入居者間のトラブル

騒音等による居住者間のトラブルや、来訪者等の居住者以外とのトラブルに関しては、区が解決することはできません。当事者間で解決していただくか、内容によっては警察等へご相談ください。

11. 自主管理

建物の清掃、中低木の植栽管理（草刈り等）は入居者のみなさんで行っていただきます。

12. 自治会への加入

自治会がある団地には各々の取り決めや会費の徴収があります。

13. 共用部は禁煙

エントランス、階段、廊下、集会室（談話室）、敷地内通路等の共用部での喫煙はできません。専用使用部分であっても各住戸のベランダ（バルコニー）での喫煙はできません。

家族向けの申込資格

申込みができる方は、申込書受付期間（令和7年11月4日～11月17日）内に、次の1～4のすべてにあてはまる必要があります。

1. 現に住宅に困っていること

- (1) 入居しようとする世帯員の中に、土地や建物の所有者がいる場合は申込みできません（共有持分がある場合や、借地上に所有している場合も含みます）。ただし、次の場合は申込むことができます。
- ㊦ 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営・区立住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本（滅失登記）を提出できる場合。
→資格審査の時に取り壊しの契約書等で確認します。
 - ㊧ 差押、正当な事由による立退要求等により土地建物の所有者でなくなる場合（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く）。
→資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本で確認します。
- (2) 入居しようとする世帯員の中に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・せたがやの家・公営住宅等）の名義人がいる場合は申込みできません。ただし、次の場合は申込むことができます。

住 宅	区 分	資 格 要 件																
UR賃貸住宅 公社住宅 都民住宅 せたがやの家 等	家 賃 が 高 い	家賃（共益費を除く）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する）を月額に換算した場合の20%以上である場合。																
	U R 賃 貸 住 宅 ・ 公 社 の 建 替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されている場合。 →資格審査時にUR賃貸住宅・公社からの証明書で確認します。																
	ひ と り 親 世 帯 (母子・父子世帯)	申込者本人が配偶者（内縁および婚約者を含む）のない方であり、同居親族が18歳未満の子供だけであること。																
	高 齢 者 世 帯	申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（内縁および婚約者を含む） イ おおむね60歳以上の方 ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）																
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的発達障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上障害者																
	多 子 世 帯	申込者に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が区営・区立住宅に入居できること。																
	生活保護受給世帯 又は中国残留邦人 支援給付受給世帯	申込書受付期間（令和7年11月4日～11月17日）内に、生活保護又は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。																
公 営 住宅等	住 宅 が 狭 い	現在、住んでいる公営住宅の住宅専用面積が下記の表にあてはまること。 <table><tr><th>一緒に住んでいる人数</th><th>住宅専有面積（壁芯）</th><th>一緒に住んでいる人数</th><th>住宅専有面積（壁芯）</th></tr><tr><td>2人</td><td>29㎡未満</td><td>5人</td><td>56㎡未満</td></tr><tr><td>3人</td><td>39㎡未満</td><td>6人</td><td>66㎡未満</td></tr><tr><td>4人</td><td>50㎡未満</td><td>7人</td><td>76㎡未満</td></tr></table> ☆ 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。 （住戸の賃貸借仮契約書等でご確認ください。） ☆ 住戸専用面積には、バルコニーは含みません。	一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁芯）	2人	29㎡未満	5人	56㎡未満	3人	39㎡未満	6人	66㎡未満	4人	50㎡未満	7人	76㎡未満
		一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁芯）													
2人	29㎡未満	5人	56㎡未満															
3人	39㎡未満	6人	66㎡未満															
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満															

※木造または簡易耐火構造の都営住宅、あるいは浴室のない都営住宅に入居されている方は、表の区分に該当しない場合でも申込むことができます。

※表中の18歳未満の人とは平成19年11月6日以降生まれの方

※表中の60歳以上の方とは昭和40年11月18日以前生まれの方

2. 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表の家族数に応じた所得基準範囲内であること。
→ 11ページ～17ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

3. 同居親族がいること

申込書受付期間（令和7年11月4日～11月17日）内に、一緒に住んでいる親族（申込書受付期間内に出生された方を含みます。）と申込むことが原則です。（入居資格審査時に、住民票、戸籍全部事項証明書を提出していただき、外国人の同居親族については、申込日から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで確認できること。）

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。
 - ㊦ 婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること）。
 - ㊧ 申込書受付期間（令和7年11月4日～11月17日）内に、申込者と税法上の扶養関係になる方。
 - ㊨ 単身で居住されている方または誰からも扶養されていない方で、2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者）であること。（血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。）
- (2) 内縁関係の場合、申込書受付期間（令和7年11月4日～11月17日）以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 申込者本人がパートナーとして認めている同性者と一緒に申込む場合は、法律上の配偶者がいないこと。
※ 資格審査時にお互いをパートナーとして認めている旨の申述書を両名でご持参の上、提出していただきます。
- (4) 里子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による委託を受けている児童）との同居を希望する場合は、申請により同居可能です。
- (5) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。
 - ㊦ 夫婦が別居する申込み（ただし、離婚の予定があり、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる場合は、申込みできます。）
 - ㊧ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。
※ 申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません。
※ 出生予定の場合、申込時点で生まれていなければ、入居人数に含まれません。（ただし、出生した子の入居は可能です。）

4. 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

※ 上記4点以外に申請区分番号に応じて9～10ページの資格にも該当する必要があります。

区営・区立住宅から暴力団員を排除します!!

世田谷区は警視庁と連携して、区営・区立住宅からの暴力団員排除に取り組むこととしました。具体的な取り組みは以下のとおりです。

- 新規申込：申込者又は同居親族が暴力団員である場合は、入居を認めない。
- 同居許可：同居しようとする者が暴力団員である場合は承認しない。
- 使用承継：使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は承認しない。
- 明渡請求：名義人、同居者のいずれかが暴力団員であることが判明したときは、明渡請求を行う。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、入居後も必要に応じて警視庁に照会する場合があります。

一般世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

1. 世田谷区内に居住していること

- (1) 申込者本人が世田谷区内に居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
「18歳未満の場合、婚姻を予定しており、入居手続きのときまでに入籍できること。」（未成年どうしの婚約による申込みは、法定代理人（親）の同意が必要です。）
- (2) 外国人については中長期在留者で(1)のほかに、申込書受付期間（令和7年11月4日～11月17日）内から審査日まで継続して、次の①または②の在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ① 「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
 - ② ①以外の在留資格の方は、申込書受付期間（令和7年11月4日～11月17日）内において、引き続き在留実績が1年以上ある方。

子育て世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

1. 世田谷区内に1年以上居住していること

- (1) 申込者本人が令和6年11月18日以前から申込の日まで、世田谷区内に継続して1年以上居住している成年者で、そのことが、住民票の写しで証明できること。
「18歳未満の場合、婚姻を予定しており、入居手続きのときまでに入籍できること。」
- (2) 外国人については中長期在留者で(1)のほかに、申込書受付期間（令和7年11月4日～11月17日）内から審査日まで継続して、次の①または②の在留資格等を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ① 「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
 - ② ①以外の在留資格の方は、申込書受付期間（令和7年11月4日～11月17日）内において、引き続き在留実績が1年以上ある方。

2. 同居親族が3人以上いること（4人家族以上）

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は、次のいずれかにあてはまること。
 - ㊦ 婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること）
 - ㊧ 申込日現在、税法上の扶養関係であること
 - ㊨ 独立して生計を営む2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または、2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者）であること。
- (2) 内縁関係の場合、住民票で「未届の夫（妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (3) 家族を分離しての申込みはできません。
 - ㊦ 夫婦が別居する申込み
 - ㊧ 結婚、離婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

3. 義務教育修了前の扶養親族が2人以上いること

申込み日現在、同居者（同居しようとする者も含む）のうち2人以上が、義務教育修了前の税法上の扶養親族であること。

入居前に義務教育修了前の親族が全員いなくなったときは、入居できません。
入居後、義務教育修了前の親族がいなくなったとき、または全員成人に達したときは、住宅を明け渡していただきます。この場合、他の区営住宅をあつせんいたしません。

1. 世田谷区内に3年以上居住していること

申込者本人が、令和4年11月18日以前から申込みの日まで、世田谷区内に引き続き3年以上居住しており、そのことが住民票で証明できること（外国人については在留資格が確認できること）。

2. 申込む世帯が(1)、(2)のいずれかにあてはまること

(1) 高齢者世帯

申込者本人が60歳以上（昭和40年11月18日以前の生まれ）であり、同居親族全員が次の㉗～㉔のいずれかにあてはまること。

- ㉗ 配偶者（内縁関係の場合は、住民票で「末届の夫（または妻）」となっている方を含む）
- ㉘ おおむね60歳以上の方
- ㉙ 18歳未満の児童（平成19年11月6日以降の生まれ）
- ㉚ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- ㉛ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は1度～3度）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者

(2) 心身障害者世帯

申込者本人同居親族のうち少なくとも1人が次の㉗～㉔のいずれかにあてはまること。

- ㉗ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- ㉘ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
- ㉙ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は1度～3度）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
- ㉚ 原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方
- ㉛ 難病の医療証の交付を受けている方（難病の方を含む世帯の所得基準は12ページの所得基準表の特別区分に該当しません）

入居後、障害要件の方がいなくなったときは、住宅を明け渡していただきます。
この場合、他の区営住宅をあっせんいたしません。

■ 所得基準表の見方

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。



14、15 ページをご覧ください。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。これらの所得は、確定申告書でお確かめください。



16 ページをご覧ください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。



17 ページをご覧ください。

* 所得は、家族全員の現在の仕事（給料、営業、パート、アルバイト、年金等）の「所得金額」の合計でみます。

1. 所得としないもの

- ① 次の収入は0円とし、所得となりません。
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。
- ③ 現在は収入があっても、申込日以降、次のアまたはイの理由により、令和8年1月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申請書に退職年月日を記入の上所得を0円とすることができます。

ア 申込日以降に結婚のため

イ 現在妊娠中で出産のため

2. 特別控除について

所得基準を超過していると思っても、特別控除金額を控除することによって所得基準にあてはまる場合があります。13 ページの表を見て計算してください。

3. 家族数とは

家 族 数	=	申込者本人	+	同居親族数	+	入居しないが、申込者または同居親族の 所得税法上の扶養親族数（遠隔地扶養）
-------	---	-------	---	-------	---	--

※出産する予定であっても申込みのとき生まれていない胎児は、家族数に含めることはできません。

※遠隔地扶養者数とは、区営住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

■所得基準表

あなたの世帯の家族数、所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

家族数	所 得 金 額	
	一 般 区 分	特 別 区 分
1人	0～1,896,000円	0～2,568,000円
2人	0～2,276,000円	0～2,948,000円
3人	0～2,656,000円	0～3,328,000円
4人	0～3,036,000円	0～3,708,000円
5人	0～3,416,000円	0～4,088,000円
6人	0～3,796,000円	0～4,468,000円

◎家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

1. 所得基準表の特別区分とは……

(1) 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

(2) 60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上（昭和40年11月18日以前の生まれ）であり、かつ、同居親族全員が、
ア 60歳以上（昭和40年11月18日以前の生まれ） イ 18歳未満の児童（平成19年11月6日以降生まれ）のいずれかに該当すること。

(3) 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

(4) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

(5) 高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後（平成19年4月2日以降の生まれ）の最初の3月31日までの間にある者がいること。

特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㊦老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	㊦の特別障害者控除を受ける人は、㊦の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㊧特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません）で16歳以上23歳未満の人	
㊨障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定書の交付を受けている人	
㊩特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定書の交付を受けている人	

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの

ただし、その人の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人
㊦寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子のいない方もあてはまります。」）
㊦ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

※表中の16歳以上23歳未満の人とは平成14年11月6日～平成21年11月18日生まれの人

※表中の65歳以上の人とは昭和35年11月18日以前生まれの人

※表中の70歳以上の人とは昭和30年11月18日以前生まれの人

※㊦と㊦の併用はできません。

※「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。

※「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

■給与所得の方（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等）

① 現在の勤め先へ就職した日が 令和6年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの
月別収入を記入してください。

次の (1) (2) (3) からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

働いた月	税 込 支給額	賞 与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合 計	収入計	賞与計

(1) 就職した日が令和6年1月2日～令和6年11月1日までの方
〔令和6年11月から令和7年10月までの合計となります。〕

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和6年11月2日以降の方

就職した翌月から令和7年10月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。

$$\frac{\text{収入計}}{\text{収入のあった月数}} \times 12 + \text{賞与計} = \text{推定年収}$$

(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方

基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍してください。

$$\left[\text{固定的給与} \right] \times 12 = \left[\text{推定年収} \right]$$

申請書の年収額欄

年 収 額	
総 収 入 (A)	所 得 (B)
円	円
▲ ▲	▲

下段で計算した
所得金額を記入
してください。

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合はその月を除いて推定計算してください。

※ 2 か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

◎年間総収入額を所得金額に換算します。

次の区分により、年間総収入額を所得金額に換算してください。

年間総収入額が、

(1) 0円～1,627,999円の方

(2) 1,628,000円～6,599,999円の方→4,000円単位で端数整理します。

〔例〕 年間総収入額が2,386,998円の場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{年間総収入額} \\ 2,386,998 \text{円} \end{array} \right] \div 4,000 \text{円} = \boxed{596.7495} \text{ 小数点以下切捨} \rightarrow \boxed{596} \times 4,000 \text{円} = \left[\begin{array}{l} \text{端数整理後の額} \\ 2,384,000 \text{円} \end{array} \right]$$

(3) 6,600,000円～9,999,999円の方

② 現在の勤め先へ就職した日が 令和6年1月1日以前の方

《源泉徴収票のでる方》

令和6年分 給与所得の源泉徴収票									
支払を受ける者	住所又は居所	世田谷区世田谷4-21-27 東京荘101				氏名	(受給者番号)		
							(フリガナ)		
							(役職名)		
							セタガヤ ヒロシ 世田谷 広		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額					
給料・賞与	2386998	1588800							
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数のうち(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
有 無 等	老人 特定 老人 その他 特別	人 人 人 人 人	人 人 人 人 人	円	円	円	円		
※ (摘要)	円				配偶者の合計所得	円	円		
					個人年金保険料の金額	円	円		

年 収 額
総収入 (A)
所得 (B)
円
円

申請書の年収額欄

この金額から 100,000 円差し引いた額が区営住宅上の所得金額です。

《源泉徴収票のでない方》

令和6年1月から令和6年12月までの税込支給額を合計し、申請書の「総収入額」の欄に記入し、次に下段の計算式で、年間総収入額を所得金額に換算します。

注意事項

〈休職関連の取り扱い〉

※申込日現在、病気や産休等により休職中の場合は、休職前1年分の収入が所得計算の対象となります。

※申込日現在は休職中ではないが、病気や産休等の休職により令和6年11月以降に収入のない月がある場合は、収入のない月を除いて計算した推定年収が所得計算の対象となります。収入のない月が令和6年10月以前の場合は、復職後の収入が所得計算の対象となります。

〈2か所以上から給与を受けている場合〉

※支払金額または税込支給額（交通費、定期代等の課税対象外の収入は除く。）を合算したのち、所得金額に換算してください。

年間総収入額を区営住宅上の所得金額になおす計算式（所得税法上の所得金額と異なります）

年間総収入額	計算式と所得金額
550,999円まで	所得金額は 0 円
551,000円から 1,618,999円まで	年間総収入額 (円) - 650,000 円 = (円) 所得金額
1,619,000円から 1,619,999円まで	所得金額は 969,000 円
1,620,000円から 1,621,999円まで	所得金額は 970,000 円
1,622,000円から 1,623,999円まで	所得金額は 972,000 円
1,624,000円から 1,627,999円まで	所得金額は 974,000 円
1,628,000円から 1,803,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.6 = (円) 所得金額
1,804,000円から 3,603,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.7 - 180,000 円 = (円) 所得金額
3,604,000円から 6,599,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.8 - 540,000 円 = (円) 所得金額
6,600,000円から 9,999,999円まで	年間総収入額 (円) × 0.9 - 1,200,000 円 = (円) 所得金額

前ページ上段で
計算した年間総収入額

申請書の年収額欄

年 収 額
総収入 (A)
円
所得 (B)
円

計算結果を申請書の所得金額欄に記入します。

事業等所得の方（自営業・外交員等）

① 現在の仕事を始めた日が 令和6年1月1日以前の方

(1) 確定申告をしている方

令和 6 年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉

所得金額	事業等①	1488800
	農業②	
	不動産③	
	利子④	
	配当⑤	
	雑与⑥	
	雑⑦	
	総合課税・一時⑧	
	合計⑨	1488800

申請書の年収額欄

年 収 額	
総収入(A)	所得(B)
円	円

この金額から⑧を差し引いた金額が所得金額となります。

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
世田谷 一郎	子	12月	800,000
明・大昭 55.7.10			
氏名			
明・大昭 . .			
氏名			
明・大昭 . .			
⑬ 専従者給与(控除)額の合計額			800,000

※妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得はそれぞれの専従者給与額を14～15ページの下段の計算式で所得に換算して、申請書の所得金額欄に記入してください。

(2) 確定申告をしていない方 令和6年1月から令和6年12月までの所得金額の合計となります。
(入居資格審査時には、確定申告が必要となります。)

② 現在の仕事を始めた日が 令和6年1月2日以降の方

○ 次の(1)(2)からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

現在の仕事を始めた時からの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合 計			

(1) 現在の仕事を始めた日が令和6年1月2日から令和6年11月1日までの方

[令和6年11月から令和7年10月までの合計となります。]

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が令和6年11月2日以降の方

[現在の仕事を始めた翌月から令和7年10月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。]

所得金額合計

営業した月数

× 12 =

推定所得金額

申請書の年収額欄

年 収 額	
総収入(A)	所得(B)
円	円

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

年金を受けている方

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※令和6年1月から令和6年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」になおしてください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

① 令和5年12月以前から年金を受けている方

「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」などで確認されることを、おすすめします。

「源泉徴収票」の場合

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		
氏名			
種別	支払金額	源泉徴収税額	
年金	※1,074,770円		
扶養親族等 申告書の提出 有 無	本人 特別の障害者 その他の障害者 老年者	控除対象配偶者の有無等 有 無	控除対象配偶者の有無等 有 無
扶養親族の数 特定 老人 その他	障害者の数 (本人以外) 特別 その他	社会保険料の金額 (介護保険料額)	
人 人 人	人 人	円	
年金の種類別	生	年	月 日

申請書の年収額欄

年 収 額	
総収入 (A)	所 得 (B)
円	円

下段で計算した所得金額を記入してください。

② 令和6年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし下段で所得金額に換算してください。

◎年金収入を区営住宅上の所得金額になおす計算式(所得税法上の所得金額と異なります)

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	計算式と所得金額
65歳以上 (昭和35年11月18日 以前生まれ)	1,100,000円まで	所得金額は0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金額の合計 (円) - 1,200,000円 = (円) 所得金額
	3,300,000円～4,099,999円	年金額の合計 (円) × 0.75 - 375,000円 = (円) 所得金額
65歳未満 (昭和35年11月19日 以降生まれ)	600,000円まで	所得金額は0円
	600,001円～1,299,999円	年金額の合計 (円) - 700,000円 = (円) 所得金額
	1,300,000円～4,099,999円	年金額の合計 (円) × 0.75 - 375,000円 = (円) 所得金額

◎この金額を上回る場合は、世田谷区営住宅等窓口センターへお問い合わせください。

注) 年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、2段階にしてください。

例

職業	年 収 額	
	総収入 (A)	所 得 (B)
会社員	給与〇〇〇円	〇〇〇円
	年金〇〇〇円	〇〇〇円

年 収 額		計算結果を申請書のこの欄に記入します。
総収入 (A)	所 得 (B)	
円	円	

区 営 住 宅

※ 使用申請書（申込用紙）は白色です。

申請書の書き方（太線内を書いてください。申請書の裏面も記入してください。）

注意 消せるボールペンでの記入は、不可。

2～3ページの「募集する住宅」から希望する住宅を一つ選び、その申請区分番号（ご希望の番号1～13のうち一つのみ）を4か所に記入します。1つの欄に2つ以上の番号を記入したり、不統一な記入、記入もれなどがありますと、無効となります。

第1号様式（第4条関係）

区 営 住 宅 使 用 申 請 書

令和7年11月あき室公募（世田谷区営住宅）

重複申請、収入超過、記入もれ、記入誤りなどがあると当選しても失格となります。

令和7年11月4日

世田谷区長あて

※18～19ページの書き方を参照し、太枠内に記入すること。
※消せるボールペンでの記入は不可。
※申請区分番号は、2～3ページの1箇所のみ記載すること。

申請区分番号	/	こちらへは記入しないでください。
番		

郵便番号	〒154-0017	区内居住年数	13年以上	自宅電話	03(5432)1111	
現住所	世田谷区 世田谷 4-21-27-101 (方)					
フリガナ	セタガヤ ヒロシ					
氏名	世田谷 広				生年月日	昭和40年4月9日 (満60歳)

私は、世田谷区営住宅管理条例に基づく区営住宅を使用したいので、申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、承認の上は、申請者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

世帯（親族）の構成〔住宅に入ろうとする家族〕						
フリガナ 氏名	続柄	生年月日 (満年齢)	年 収 額		職 業	
			総収入(A)	所得(B)		
世田谷 広	申請者本人	昭和40年4月9日 (60歳)	2,346,998 円	1,488,800 円	正社員・パート・無職・自営業・学生 生活保護受給・その他()	
世田谷 良子	妻	昭和40年4月3日 (60歳)	円	円	正社員・パート・無職・自営業・学生 生活保護受給・その他()	
世田谷 一郎	長男	昭和18年4月10日 (19歳)	円	円	正社員・パート・無職・自営業・学生 生活保護受給・その他()	
世田谷 正子	長女	昭和19年4月25日 (18歳)	円	円	正社員・パート・無職・自営業・学生 生活保護受給・その他()	
		昭和40年4月9日 (60歳)	円	円	正社員・パート・無職・自営業・学生 生活保護受給・その他()	
		昭和40年4月9日 (60歳)	円	円	正社員・パート・無職・自営業・学生 生活保護受給・その他()	
		昭和40年4月9日 (60歳)	円	円	正社員・パート・無職・自営業・学生 生活保護受給・その他()	
計 4 名			(B)の合計額 1,488,800 円			

あなたの世帯で特別控除を受ける人がいる場合には、次に記入してください。

氏名	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡 婦	ひとり親	障害者又は特別障害者	障 害 の 程 度
		世田谷 一郎				種 級 度
		世田谷 正子				種 級 度
						種 級 度

No1

入居しないが、申請者又は同居親族の所得税法上の扶養親族（遠隔地扶養）	人
------------------------------------	---

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員（現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族も含む）を書いてください。

外国人の方も本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。

※ここに書かれた人以外は入居できません。

職業について該当するものに○を記入してください。

13ページの特別控除にあてはまる人がいれば、必ず記入してください。

心身障害者の場合には氏名のほかに障害の程度（○種○級又は判定○度）も記入してください。

14～17ページで計算した所得金額を記入します。給与所得者は、支払給与の総額を(A)に、所得金額を(B)に記入してください。年金のほかに収入のある方は、それぞれに所得を計算し、二段書きにしてください。

■申請書送付先

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀2階
(株)東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター

切手を貼っていないもの、不足しているものは抽選番号等の通知をしません。抽選番号・抽選結果の電話等による照会をご遠慮願います。

外国人の方で通称名を使用している場合は、通称名のみの記入でけっこうです。

郵便はがき

85円切手を必ず貼ってください。

158-0097

東京都世田谷区
世田谷4-21-27-101 様方

氏名 世田谷 広 様

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀2階
(株)東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター
☎03-6805-6523

申請区分番号 / 抽選番号 番

No2

太線内を書いてください。

③外側にして折ってください(切りはなさないこと)

郵便はがき

85円切手を必ず貼ってください。

158-0097

東京都世田谷区
世田谷4-21-27-101 様方

氏名 世田谷 広 様

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀2階
(株)東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター
☎03-6805-6523

申請区分番号 / 抽選番号 番

No3

太線内を書いてください。

申請書整理票

太線内を書いてください。

フリガナ	セダヤ ヒロシ	申請者の勤務先名、所在地(現在働いている職場)
氏名	世田谷 広	名称 (株)世田谷商事 電話 03(5432)1111
住所	世田谷区 世田谷4-21-27-101	所在地 世田谷区北沢2-8-18
申請区分番号	/	抽選番号 番

フリガナ	氏名	続柄	満年齢	職業	現住所	フリガナ	氏名	続柄	満年齢	職業	現住所
1	セダヤ ヒロシ	申請者本人	60歳	有・無・学	世田谷区市部	5				有・無・学	区市部
2	ヨシコ 良子	妻	60歳	有・無・学	区市部	6				有・無・学	区市部
3	イチロウ 一郎	長男	19歳	有・無・学	区市部	7				有・無・学	区市部
4	ミチ子	長女	18歳	有・無・学	区市部	計	4	名			

※裏面についても必ず記入してください。

No4

資格審査のときまでに退職しなければならない人で以後無職・無収入になる人は「無職」に○を記入します。

年金・思給を受けている方はその種類を「その他」に記入、また生活保護を受けている方は「生活保護受給」に○を記入します。

■申込み上の注意

- 申込書は、1世帯で1通しか提出できません。もし、1世帯で申込者名を変えるなどして2通以上出していた場合、または1人が2世帯以上の構成員となっていた場合には、すべての申込書が無効となりますので、ご注意ください。
- 婚約者と申込み場合は、入居までに婚姻を証明する書類の提出がない場合は失格となります。また、申込後の婚約者の変更も失格となります。
- 申込み後の家族の増減変更は、出生、死亡以外は認められません。死亡の場合で入居者が一人となった場合、また、申込者自身が亡くなられた場合、失格となります。
- 申込内容が虚偽であることが判明したときは、当選後でも失格となります。また、申込み後に内容の訂正および変更することはできません。
- 日本国籍がなく、通称名を登録されている方の申込者氏名は、本名および通称名の両方をお書きください。
- パートナーとして認めている同性者と申込み場合は、資格審査時に互いにパートナーとして認めている旨の申述書の提出がない場合は失格となります。また、申込後の同性者の変更も失格となります。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員(現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族も含む)を書いてください。

※ここに書かれた人以外は入居できません。

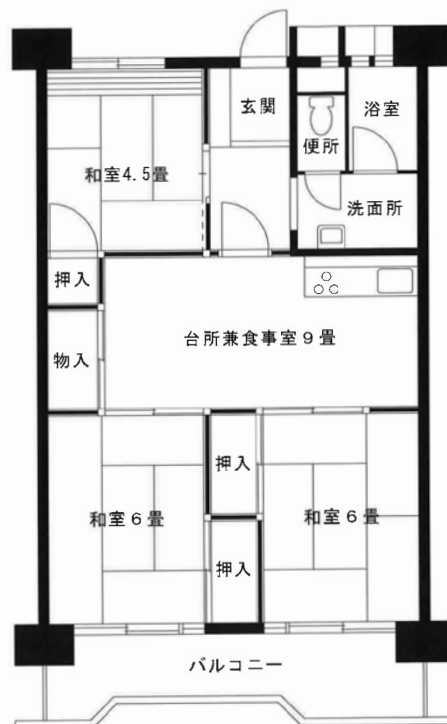
標準間取り図

これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

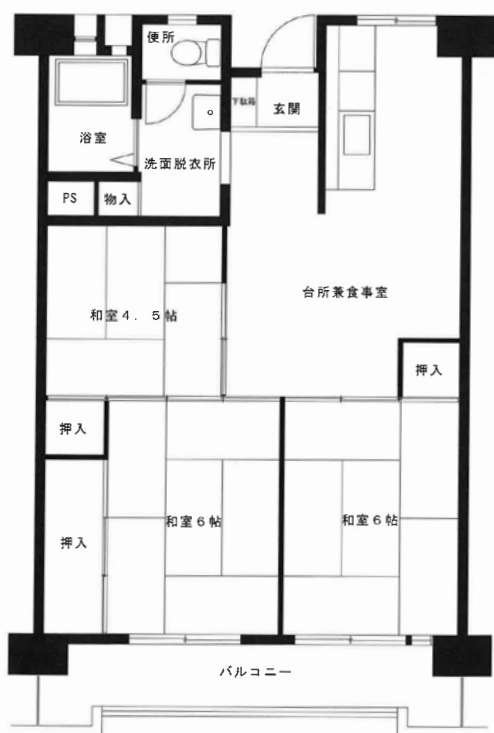
① 深沢四丁目アパート 2号棟303号室
(一般世帯向け)



② 北烏山一丁目第二アパート 1号棟302号室
(一般世帯向け)



③ 世田谷二丁目アパート 16号棟301号室
(一般世帯向け)

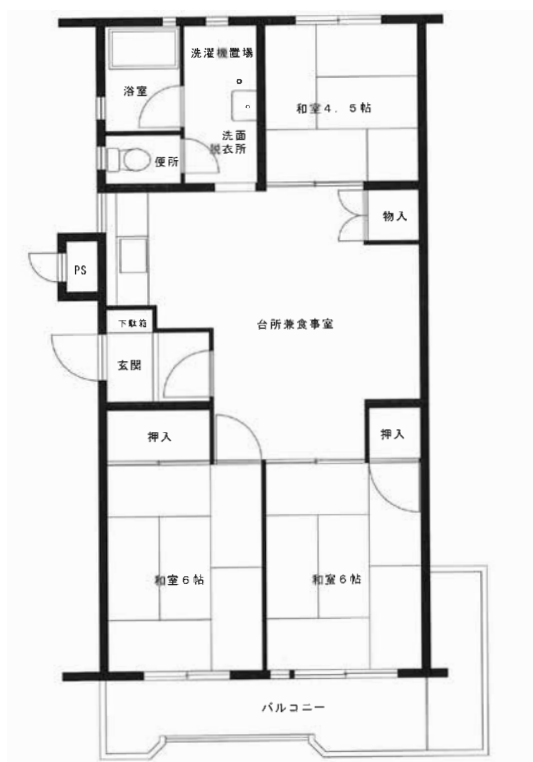


④ 弦巻三丁目第二アパート 8号棟301号室
(一般世帯向け)



これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

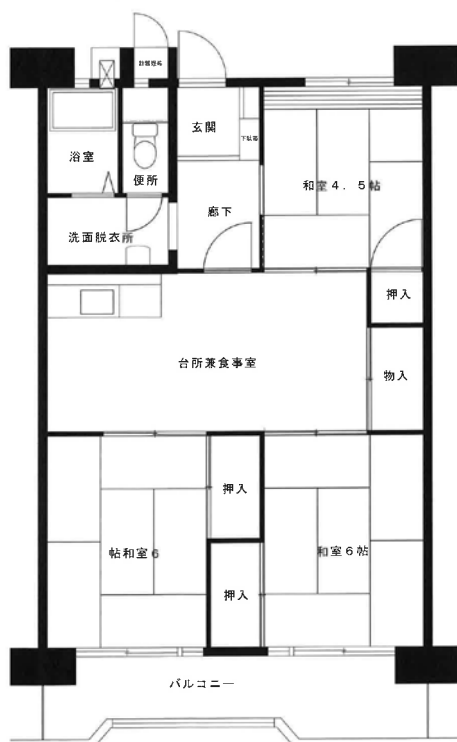
⑤ 大原一丁目アパート 306号室
(一般世帯向け)



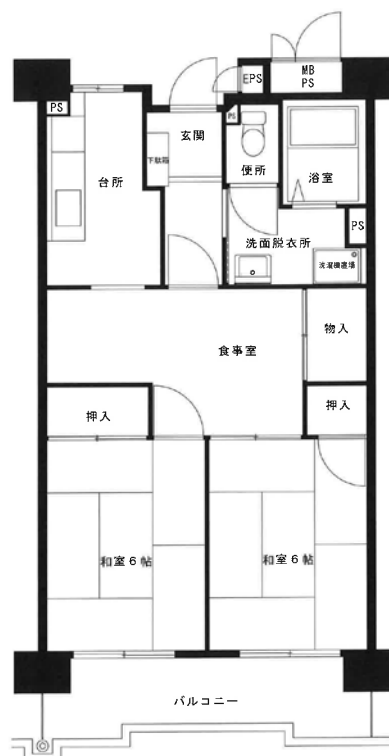
⑥ 北烏山八丁目アパート 2号棟203号室
(一般世帯向け)



⑦ 八幡山三丁目第二アパート 105号室
(一般世帯向け)



⑧ 船橋五丁目アパート 1号棟306号室
(一般世帯向け)



これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

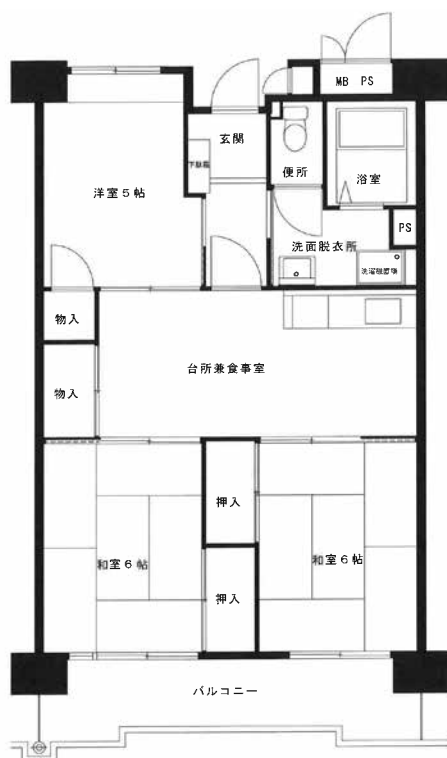
⑨ 船橋五丁目アパート 1号棟701号室
(一般世帯向け)



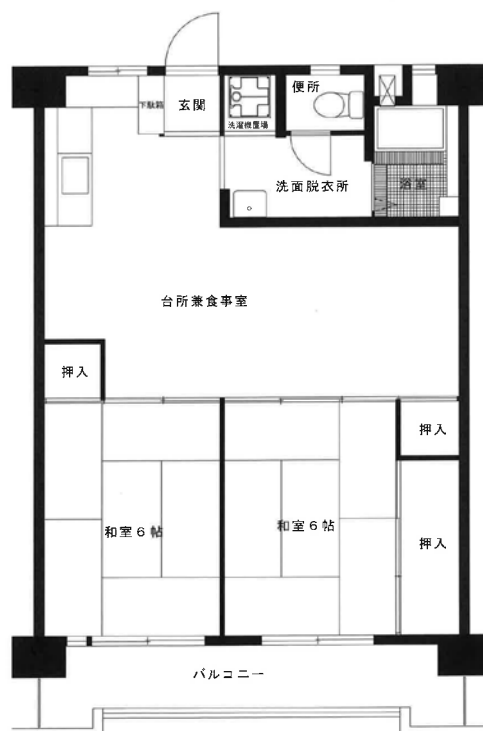
⑩ 豪徳寺アパート 1号棟211号室
(子育て世帯向け)



⑪ 船橋五丁目アパート 1号棟301号室
(子育て世帯向け)

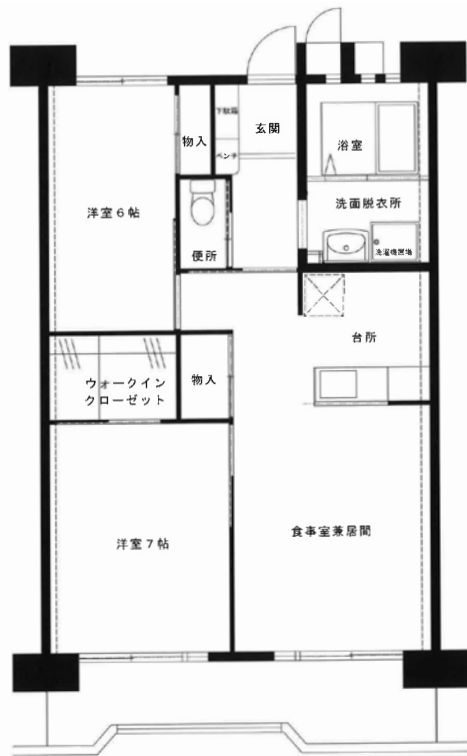


⑫ 新町一丁目アパート 18号棟102号室
(高齢者世帯・心身障害者世帯向け)



これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

⑬ 桜上水三丁目アパート 105号室
(高齢者世帯・心身障害者世帯向け)



■ 申込から入居まで

申 込 期 間	令和7年11月17日(月)当日消印有効です。
---------	------------------------



抽選番号の通知	令和7年11月21日(金)頃に発送する予定です。
---------	--------------------------



公 開 抽 選 (必ずしも会場にお越しに なる必要はございません。)	令和7年11月26日(水) 午前10時～ キャロットタワー5階 セミナールームA (抽選後、世田谷区営住宅等窓口セン ター、区役所住宅課に抽選結果を掲示 します。)
--	--



抽選結果の通知	令和7年12月1日(月)頃に発送する 予定です。
---------	-----------------------------

落選 ← (当選者 = 資格審査対象者)

入 居 資 格 審 査	<u>資格審査対象者には審査に必要な書類 を世田谷区営住宅等窓口センターに 郵送していただき、面接により審査 します。</u> (令和7年12月中旬～下旬予定) なお、資格審査は原則として本人に來 所していただきます。
-------------	--



結 果 の 通 知	令和8年1月19日(月)頃に発送する 予定です。
-----------	-----------------------------

失格 ← (合格者)

入 居 手 続	入居開始予定日の前日までに、入居 手続きをし、鍵をお渡しします。 <u>手続 きは、連帯保証人の連署が必要です。</u> また、使用料の2か月分の保証金を 納入していただきます。(別途ご案内 致します)
---------	---



入 居	入居開始日(3月1日)から15日以内 にご入居ください。
-----	---------------------------------

(注) 入居許可日から30日以内に、住民票を提出していただきます。

— 申込み後、住所の変わる方へ —

- 抽選番号と抽選結果の通知のハガキは、最寄りの郵便局に連絡してハガキを転送してもらってください。当課に連絡されても、住所変更はいたしません。
- 審査対象者および補欠者となられた方は、ハガキに ① 募集時期 ② 申請区分番号 ③ 抽選番号 ④ 旧住所 ⑤ 新住所 ⑥ 申込者名を記入して、

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3

ハイマートピア用賀2階

(株)東急コミュニティー

世田谷区営住宅等窓口センター

あてにお送りください。

— 補欠者の繰上げ —

資格審査により失格者が出た場合、抽選で補欠となった方を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。

なお、繰上げとならなかった方への連絡はいたしません。

※補欠者の権利は、申請区分の入居が完了した時点で、その効力を失います。

(株)東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3
ハイマートピア用賀2階
電話 03(6805)6523

ホームページアドレス:

<http://setagayakueijutaku.jp/>



古紙配合率70%再生紙を使用しています